

## 運輸安全マネジメントに関する取組み

国際興業株式会社では、輸送の安全確保のため安全最優先・法令遵守・継続的改善を、社長をはじめ担当役員・全従業員が一丸となって取り組んでいます。

### 平成 29 年度安全方針

#### 「安全最優先の厳守」

#### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針を設定し、社内に周知する。

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善 (Plan, Do, Check, Act) を確実に実施、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- ③ 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(2) 安全方針の各社員の理解度等を本社に於ける講習会、各営業所に於ける事務員及び乗務員対象の講習会にて、テスト・アンケート等を用いて定期的に把握する。

(3) 毎年度末の安全管理委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、1年毎に（現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。）見直しを行う。

#### 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成 28 年度目標及び達成状況

##### ☆ 乗合バス

目標① 発進時・ドア開閉時の車内事故 0 件

[達成状況] 11 件（目標より 11 件超過）

目標② 自転車利用者追い越し・追い抜き時の事故 0 件

[達成状況] 1 件（目標より 1 件超過）

目標③ 健康起因による事故「ゼロ」

[達成状況] 健康起因による事故 0 件（目標達成）

## ☆ 観光バス

目標① 有責人身事故 0 件

[達成状況] 1 件 (目標より 1 件超過)

目標② 静止物事故 5 件以内

[達成状況] 8 件 (目標より 3 件超過)

目標③ 健康起因による事故「ゼロ」

[達成状況] 0 件 (目標達成)

### (2) 平成 29 年度目標

#### ① 事故限界目標数

乗合：発進時・ドア開閉時の車内事故 0 件

：自転車利用者追い越し・追い抜き時の事故 0 件

観光：有責人身事故 0 件

：静止物への接触事故 合計 5 件以内

#### ② 健康起因による事故「ゼロ」

### 3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故 (重大・大型事故等被害甚大なケース) に関する統計

[総件数及び類似別の事故件数]

平成 28 年度総件数 4 件

部門内訳：乗合バス 4 件、観光バス 0 件

種別内訳：車内事故 3 件、自転車利用者との人身事故 1 件

### 4. 安全管理規程

当社の安全管理規程は別紙の通りです。

### 5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

#### (1) 平成 28 年度に講じた措置

##### ☆乗合バス

#### ①全乗務員を対象とした教育体制見直し

交通安全運動・総点検に合わせた年 4 回の講習会内容を一部見直して、営業所で少人数、実技を組み合わせた教育とし、教育効果のアップを図った。

#### ②重大事故・事件等への対応訓練実施

27 年度に実施した重大事故発生時の通報・対応訓練につき、より大規模な事故およびバスジャックを想定し、参加者を拡大させた対応措置訓練を全営業所各 1 回実施した。

### ③安全運転リーダー制度

一人ひとりの乗務員が事故防止活動へ参加する具体的機会を設けることで、個々の意識高揚を図り、その結果として全体の事故抑止につなげる。また、リーダーに選出された者が「防衛運転実行」の先頭に立つことで、事故防止に対する雰囲気作りを行う。

### ④班別無事故褒賞金制度

1年を4期に分けて各期期間内無事故であった班に褒賞金を出すことで、班全体が一丸となり事故防止取り組むことから意識高場の契機とした。

## ☆ 観光バス

### ①ドライブレコーダーの導入と活用

常時録画機能の付いたドライブレコーダーを全車両に搭載し、事故発生時の原因分析等に活用する他、映像等を乗務員教育に活用した。

## (2) 平成29年度に講じようとする措置

### (2)-1 新規の取組

## ☆ 乗合バス

### ① 小集団による乗務員教育の定例化

28年度に取組んだ「少人数、実技を組み合わせた教育」に対する乗務員の反響が大きく、相応の教育効果が見込まれることから、小集団教育として定例化する。

### ② 営業所監督者層教育の制度化

主に点呼執行業務に就く監督者は営業所業務の要であり、この円滑な運営が事故をはじめとしたトラブル防止に大きく寄与することから、事故防止面を中心とした総合的な研修の実施を制度化し、監督者としてのスキルアップを図る。

## ☆ 観光バス

### ① ドライブレコーダーを活用した教育

国交省告示（事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針）の改正施行に伴い、これに準拠したドライブレコーダー記録を用いた教育方法を確立するとともに、全運転士に対して教育を実施する。

### (2)-2 継続的な取組

## ☆ 乗合バス

- ① 重大事故・事件等への対応訓練実施
- ② 発進時車内ミラー指差確認の実施
- ③ 自治会等への車内事故防止働き掛け推進

## ☆ 観光バス

- ① 外部専門施設での安全運転実技研修
- ② 重大事故・事件等への対応訓練実施
- ③ 乗客のシートベルト着用推進

### 6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の安全管理規程施行細則別表 1-1～4 の通りです。

### 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、実施予定

(1) 平成 28 年度の教育及び研修の実施状況は、以下の通りです。

- ① 当社の輸送の安全に対する取組の確認と運輸安全マネジメントに対する啓蒙を目的とし、本社経営管理部門（運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部）の全社員を対象に内部講師による運輸安全マネジメント講習会を平成 29 年 4 月 20 日・21 日に実施した。
- ② 各営業所（現業部門）に於いては期間中に 4 回、全乗務員を対象とした講習会を開催し、取組内容及び進捗状況の確認と、輸送の安全に関する教育を実施した。

(2) 平成 29 年度年間教育及び研修の実施予定は、当社の安全管理規程施行細則別表 2 の通りです。

- ① 本社経営管理部門（運輸事業部・観光バス事業部・運輸管理部）に対しては、全社員を対象に今年度の目標、取組の周知徹底を図るべく、4 月 20 日・21 日に講習会を開催する。（実施済み）

### 8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

[実施期間] 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

[実施対象] 社長、安全統括管理者、観光バス事業部長

乗合バス 2 営業所〔池袋・飯能〕、観光バス 1 営業所〔川崎〕

[実施結果] 下記の通りの指摘があった。

- ① 労働時間等の改善基準告示に関して、拘束時間・休息时间・運転時間等の遵守状況について、本社サイドでの確認はなされているものの、営業所での労働法令への対応が万全ではない。（観光バス事業部長）
- ② 運行指示書の内容に改善基準告示を遵守出来ていないものが見られた。  
（池袋営業所）（観光川崎営業所）
- ③ 高速運行時、社内規定最高速度のオーバーが一部見られた。  
（池袋営業所）（観光川崎営業所）
- ④ 健康状態注意者に適切な指導がなされていない。（池袋営業所）

- ⑤健康状態申告書に一部不備が見られた。(池袋営業所)
- ⑥点呼記録簿の記載内容に一部不備が見られた。(飯能営業所)(観光川崎営業所)

上記①～⑥に対し、それぞれ講じた措置及び講じようとする措置については以下の通りである。

- ①管理職者による運行指示書の事前確認を徹底。
- ②勤務表作成時に、運行指示書を回覧させ、不備が無いように徹底。(池袋営業所)  
出庫点呼前に運転士と監督間で摺合せを実行するよう指導。(観光川崎営業所)  
予定行程表を把握し、確実な運行指示書作成を指導。(観光川崎営業所)
- ③運行表に社内規定最高速度及び法定速度を記載し、始業点呼時に指示、終業点呼時に書面確認を行い、社内規定最高速度オーバー者へ指導を実施。(池袋営業所)  
高速道路運行時の法令及び社内規定最高速度の遵守を指導。(観光川崎営業所)
- ④健康状態要注意者への月1回の面談を本人・衛生管理者・管理職者の3者面談とし、注意者に対して適切な指導を実施。(池袋営業所)
- ⑤3月度より健康状態申告書の様式が変更になり、変更に基づいた適切な記載、処理を実施。(池袋営業所)
- ⑥点呼執行者に対し、確実な点呼記録簿へのチェックに加え、点呼時には、点呼記録簿を見て検知実施有無を確認するよう指導。(飯能営業所)  
点呼執行時に実施時間を確認し、実点呼時間の記入を指導。(観光川崎営業所)

## 9. 安全統括管理者に係る情報

常務執行役員 小山 秀樹

## 10. 行政処分

平成26年度行政処分なし。

平成27年度行政処分なし。

平成28年度行政処分なし。